

## 後援会規約

第1条（名称・所在地）本会は、「服部光紀とさいたま市の未来を考える会」と称し、

主たる事務所を、埼玉県さいたま市大宮区大成町1丁目300-2に置く。

第2条（目的）本会は、服部光紀氏の政治活動を後援することにより、さいたま市の発展と市民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 さいたま市を発展向上させる市政への激励及び支援活動
- 2 講演会、座談会等の開催
- 3 関係諸団体との連携
- 4 会報等の発行・配布並びにホームページの開設
- 5 その他、本会の目的達成のために必要な事業

第4条（会員）本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出し、会費を納入した個人をもって会員とする。会員は本人の申し出により退会できる。

第5条（役員）本会に次の役員をおく。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・幹事 若干名
- ・会計責任者 1名
- ・監事 1名

その他、必要に応じて役員をおく。

第6条（役員の選出及び任期）

- 1 役員は会員のうちから総会において選出し、承認する。
- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
- 3 会議の決議は、出席者の過半数をもって決する。

第8条（経費）本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会費）本会の会費は、年額一口1万円とし、毎年度3月末日迄に納入するものとする。

第10条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第11条（規約の改廃）本規約の改廃は、総会において決定する。

第12条（補則）本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和4年9月20日から実施する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

埼玉県さいたま市大宮区大成町1-300-2 代表者 服部光紀 印